

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
第五条 削除	<p>（選挙区の基準）</p> <p>第五条 法第十条の二第二項の規定により農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が五百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が六百以上となるようにしなければならない。</p>